

平成 17 年 10 月 4 日

京都市立小学校冷房化等事業 支払期日の再整理について

○事業契約書（案最新版） 第 69 条 第 2 項 3 行目

「上期分については 9 月 30 日に,」を「上期分については 11 月 30 日までに,」と読み替えます。

○事業契約書（案最新版） 第 69 条 第 2 項 6 行目

「ただし, 9 月 30 日」を「ただし, 11 月 30 日」と読み替えます。

これにより, 初期費用相当額（一括支払分, 割賦支払分）及び維持管理費用相当額の支払期日は, 次のとおりになります。

		平成 18 年度 下期分	平成 19 年度 上期分	平成 19 年度 下期分	平成 20 年度 上期分	平成 20 年度 下期分	...	平成 30 年度 上期分	平成 30 年度 下期分
初期費用相当額	一括支払分	平成 19 年 5 月 31 日まで							
	割賦支払分	—*	平成 19 年 11 月 30 日まで	平成 20 年 5 月 31 日まで	平成 20 年 11 月 30 日まで	平成 21 年 5 月 31 日まで	...	平成 30 年 11 月 30 日まで	平成 31 年 5 月 31 日まで
維持管理費相当額		平成 19 年 5 月 31 日まで	平成 19 年 11 月 30 日まで	平成 20 年 5 月 31 日まで	平成 20 年 11 月 30 日まで	平成 21 年 5 月 31 日まで	...	平成 30 年 11 月 30 日まで	平成 31 年 5 月 31 日まで

※ 「初期費用相当額割賦支払分」の支払開始時期は, 「入札説明書等に関する質問及び回答」（平成 17 年 8 月 5 日公表）No. 36 で回答しているとおり, 平成 19 年度上期からです。

また, 様式集 様式 28 「サービス対価の支払い予定表」における「初期費用相当に係るサービス対価（割賦手数料込）」の平成 18 年度 下期の欄については, 「初期費用相当額一括支払分」の金額となります。